

平成 23 年 1 月 17 日

書籍の電子配信を巡る課題について

一般社団法人日本電子書籍出版社協会監事
弁護士 村瀬 拓男

1 国会図書館蔵書デジタル化の利用将来像について

(1) 基本的な視点

国会図書館は主に「出版物」を収集保存しているが、「出版物」は「著作物」を主要な要素とするものの、「著作物」そのものとは異なるものである。

「出版物」はその多くが民間の営利活動の中で生産されているものであり、収益が次の生産の基盤となっている。

(2) 公共図書館・大学図書館への提供について

図書館ごとの書籍収集活動に過大な影響が出ないか？図書館に一定部数購入してもらうことを前提とした出版企画も多数存在する。

当初のグーグル和解答では、提供されるデータは蔵書の範囲内とされている。

(3) 外部への提供について

デジタル化されるのは、書籍刊行当時の版面イメージのみであるとすれば、その利用範囲は極めて限定されるのではないか？昔の本を閲覧するという範囲に限定されるのであれば別であるが、それ以外の利用を想定した場合、テキスト化への道筋を考えておく必要がある。

(4) 利用者への直接提供について

現在デジタル化が進む範囲であれば、電子出版市場との棲み分けは可能にも見えるが、全点デジタル化や電子納本が具体化した場合には深刻な問題が生じる。

紙の書籍の場合は、読者（利用者）が投じるお金には「物」への対価の部分が存在するが、電子書籍の場合は「利用に対する価値」のみとなるのであり、図書館発の電子書籍利用料金と、電子書店での配信料金とを利用者から見た場合、分けて考えることは意味がない。利用期間、リリース時期の差別化、利用許諾の人的範囲、アーカイブとしての利用などの、利用のバリエーションは全て「市場」の中で行われるべきであり、国会図書館のデータが利用されるとしても、他のデータと同様に取り扱われるべきものである。

(5) 出版者への権利付与、権利処理集中機構について

「出版物」がその取扱単位となる以上、出版物を制作した「出版者」に著作権等の権利情報は集中している。その情報を束ねて集中管理しない限り利用の推進は行われなため、出版者に隣接権を付与することにより、著作権・著作権情報の集約化を進めることが有益である。上述の通り市場との棲み分けは実質的に不可能である

ため、制限規定の拡大などで対応することはおよそ妥当ではない。

2 民間の電子書籍市場に関する問題

(1) 市場の構造について

端末間競争による市場拡大は、端末及び配信事業単位でのコンテンツの囲い込みを志向するが、これは紙の書籍であれば、特定の書店でしか購入できない書籍、ということの意味し、従来の出版市場とは根本的に異なるものとなる。

フォーマットの標準化は、過度の囲い込みを阻止する機能を有するのであり、また再販指定外とされる電子書籍も、一定範囲での版元による価格拘束を肯定できれば同様の機能が期待できる。

(2) 契約及び取引条件について

出版は本来、著作物を独占的に頒布する権利を得ることにより行われる（「出版権」規定）ものである。デジタル環境の進展により、当然に独占できる状況はなくなったため、著者と出版者が契約によりどのように役割分担を行うのかを明確にする必要性が高まっている。書協の新しいひな型はその点を意識したものである。

印税等の条件についてはその役割分担をどうするかによって変わってくるが、現状で流通事業者が要求するコストは、紙の流通事業者が要求するコストよりも一般に高い。デジタルだから当然安くなり、著者等への分配も当然高くなるという構造は存在しない。

(3) デジタル海賊版等への対策について

出版者が著作権法上の権利者でないことによる対応の遅れはすでに顕在化している。個別の侵害被害は多くの場合それほど大きくならないため、その他の負担を考えれば、著作権者個人にのみ権利があるという状況が続く限り、事実上無策となるほかはない。

デジタル海賊版は容易に国境を越えて、制作・配信が行われるのであり、裁判管轄・準拠法の見直しや、通常の司法のみに委ねない問題解決スキームの構築に、国及び国家間の話し合いによる積極的な関与が必要である。

以上